

7 特別支援学校教諭免許状

- (1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)
 「特別支援教育領域」とは、学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいいます。

免許状の種類		基礎資格 (備考1)						
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	専修	一種	二種		
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域	2	2	2		
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	1	1	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		8	8	4	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体又は病弱	1	1	1	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		4	4	2	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(備考9)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	全領域	5	5	3		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(備考7)		全領域	3	3	3		
選択科目(備考8)				24	—	—		
合計				50	26	16		

- 備考 1 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
- (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための特別支援教育に関する科目として適当」と認めたもの。
（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
- 2 特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第一欄に掲げる科目の単位は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考1号）
- 3 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考2号）
- (1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
 - (2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
- 4 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考3号）
- 5 知的障害者に関する教育の領域に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考4号）
- 6 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考5号）
- 7 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目の単位をもって、これに替えることができます。（免許法施行規則 第7条表備考6号）
- 8 「選択科目」の単位は、第一欄から第四欄までに掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができます。（免許法施行規則 第7条第2項）
- 9 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、①当該教員養成課程が認定を受ける特別支援教育領域として定めた領域以外の領域に関する内容、及び、②特別支援教育領域（5領域）以外の領域（「重複・LD等領域」という。）に関する内容の双方を含むことが必要です。
なお、②については、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含みます。（免許法施行規則 第7条表備考5号）
- 10 専修免許状に係る各欄の単位数のうち、その単位数から一種免許状の同欄の単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。（免許法 別表第1備考7号）
- 11 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単

位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。

また、専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状若しくは二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～第3項）